

東京都児童福祉審議会 第8回専門部会
(家庭的養護の推進)
議事録

1 日時 平成28年7月29日(金曜日) 17時00分～19時03分

2 場所 第一本庁舎北側 42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

報告書骨子の検討

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、駒村副部会長、青葉委員、磯谷委員、都留委員、松原委員、宮島委員、
武藤委員、山本委員、横堀委員、渡邊守委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 「家庭的養護の推進について(家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて)」【提言骨子(案)】

資料3 平成28年7月22日付厚生労働省プレスリリース資料抜粋
(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の開催について)

資料4 専門部会(家庭的養護の推進)開催スケジュール

その他 参考資料

午後5時00分

開 会

○中澤少子社会対策部育成支援課長 お待たせいたしました。

それでは、ただいまから第8回の専門部会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

はじめに委員の出欠状況ですが、磯谷委員が若干遅れていらっしゃるという御連絡をいただいておりますが、その他の委員の皆様は御出席いただいておりますので、定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配布してございますので御確認をお願いいたします。

会議次第の次からになります。

資料1が本部会の委員名簿と、それから事務局の名簿。

資料2が、「家庭的養護の推進について」の提言骨子（案）です。

資料3が、厚生労働省のプレスリリース資料の抜粋、2枚物になります。

資料4が、本部会の開催スケジュールです。

その他、参考資料といたしまして、いつもどおりクリアファイルに入っているものをテーブルに置かせていただいております。

参考資料につきましては、お帰りの際には机の上に置いたままお帰りいただけるようお願いいたします。

本日の審議会は、公開となっております。後日、議事録は都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の会議室ですが、各委員の前にマイクが置かれております。御発言の際には、このマイクスタンドにあります真ん中の赤いボタンを1度押してから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。御発言が終わりましたら、また赤いボタンを押していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は柏女部会長、よろしくお願いいたします。

○柏女部会長 それでは、皆さんこんにちは。今回は、欠席で申し訳ございませんでした。駒村副部会長のもと、熱心な議論が行われたということで御報告をいただいております。

これから、「東京都児童福祉審議会第8回専門部会」を開催させていただきます。

今日の議事ですけれども、「報告書骨子の検討」ということになります。骨子の検討は今日1回だけということになっておりますので、ぜひ貴重な御意見をたくさん賜ればと思います。昨年の8月からの議論も踏まえて、事務局から骨子案をつくっていただいて、それが提出されておりますので、これに基づいて審議をしていきたいと思っております。

それでは、資料2、3に基づいて説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料2について御説明いたします。

本部会では、昨年の8月からこれまで7回にわたりまして、家庭的養護の推進についてさまざまな御議論をいただいております。本日は、これまでの議論を踏まえまして、提言をい

ただ内容の骨子について、事務局でまとめた案をご覧ください御意見をいただきたいと思っております。

資料2をご覧くださいと思います。まず、タイトルについてですが、「家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて」という副題をつけました。これは、本部会での検討開始後、平成28年6月に公布された改正児童福祉法におきまして、社会的養護を必要とする児童については家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されることが原則であるという旨が明記されたことを受けまして入れております。

提言案全体の構成につきましては、まず「はじめに」としまして、本部会でこのテーマを検討することになった背景について触れまして、その後、第1章で都における社会的養護を取り巻く現状等について記載をして、その次の第2章で「養育家庭委託等の更なる推進に向けた課題」を整理しまして、この課題の内容を受けた形で次のページになりますが、第3章として「養育家庭委託等の更なる促進に向けた提言」について記載をしております、最後に「おわりに」として今後の課題について触れるという流れで整理をいたしております。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、各章の内容について簡単に御説明いたします。

まず「はじめに」では、都がこれまで家庭的養護を推進してきたこと。

また、この間の状況の変化ですとか国の動向等を踏まえて、昨年、東京都社会的養護施策推進計画を策定したこと。

さらに、この6月に公布されました改正児童福祉法において、家庭と同様の環境下で児童が養育されることが原則であるという旨が明記されたことについてあわせて記載した上で、今後、これまでの取組を踏まえ、家庭的養護と家庭養護の定義を明確にした上で、社会的養護に占める家庭養護の割合を設定し、施策を推進すべきこと。

そして、本審議会では養育家庭の一層の開拓、委託の促進、支援の充実等について実践的方策を検討したという流れで記載をしております。

この4行目にございます「家庭的養護と家庭養護の定義を明確にした上で」という表現につきましては、資料3をご覧くださいなのですが、こちらは国のプレス資料の抜粋でございます。このたび、国において新たな社会的養育の在り方に関する検討会が開催されることになりまして、その中でこの資料3の裏面になりますが、2. 検討事項の(2)のところにございますとおり、「改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化」について検討することとされておりますため、その内容を反映させて入れております。

それでは、資料2にお戻りいただきたいと思えます。続きまして、「第1章 東京都における現状」についてです。こちらは、都の社会的養護を取り巻く状況ですとか、養育家庭やグループホーム等における養育の状況、また都の推進計画の目標、それとこれまでの取組についてデータ等も用いながら説明をして、さらに養育家庭等に係る法制度等の変遷について触れた上で、これらの現状を踏まえ、家庭と同様の環境における養育を推進するため、総合的な取組の充実が必要とまとめております。

次に、右側になりますが、第2章です。こちらは、「養育家庭委託等の更なる推進に向けた課題」としまして、これまで部会を重ねる中で、委員の皆様からいただきました御意見をもとに、大きく6つの項目に分けて具体的な課題を整理しております。

まず1つ目、「養育家庭等の登録数の拡大について」では、認定要件と開拓方法について。

2つ目、「養育家庭等への委託について」では「養育家庭における乳児委託」「養子縁組を前提とした新生児委託」「未委託家庭への対応」について。

3つ目、「養育家庭等への支援の充実について」では、「機関連携体制」「支援の内容」「委託児童の権利擁護」について。

4つ目は、「養育家庭等の養育力向上」について。

5つ目は、「グループホーム、ファミリーホームの設置促進」について。

6つ目が、「児童相談所の支援体制」についてということで、それぞれ課題を掲げてごさいます。

具体的な内容は、記載のとおりとなっております。これに対応する形で第3章で提言をまとめておりますので、そちらを中心に御説明いたします。

2枚目の第3章ですが、今の課題に対応する形で提言としまして、これまでの本部会での議論を踏まえた形でまとめております。

まず、前段で、提言に当たっての「基本的考え方」について整理をしております。

里親支援機関や施設等の民間団体をより効果的に活用して、児童相談所はコーディネート及びスーパーバイズに特化した支援を実施する。この考え方を、提言の基本としてお示ししております。

提言内容は、第2章の課題に呼応した形で6つの項目にまとめております。

なお、昨年10月に本部会から最終的な提言を待たずに早急に取り組むべきことについて緊急提言をいただいております。その内容についても、各項目の中に入れ込んでおります。緊急提言に該当する部分につきましては、その旨、各項目の後ろに括弧書きで記載しております。

それでは、提言の中身について御説明します。

「1 養育家庭等の登録拡大に向けた取組の強化」ですが、提言①として子育てへの関心や養育スキルを持つ者にターゲットを絞った開拓や、区市町村との連携強化、フレンドホーム事業の有効活用について記載をしております。

提言②としましては、養育家庭体験発表会の継続と、都内全域での統一的な広報とともに、地域に密着した広報の充実の必要性について記載をしております。

次に、「2 養育家庭等への委託促進に向けた体制の強化」ですが、提言①として乳児院を活用した養育家庭への乳児委託促進体制の検討、実親の承諾を得やすくするための工夫、児童相談所の取組強化、養育家庭の育児休暇取得について国への働きかけという内容でまとめております。

提言②としましては、特別養子縁組を前提とした新生児委託が可能となるよう、乳児院を活用した新たな委託体制を構築すべきという内容としております。

次に、提言③としまして「未委託家庭への対応」につきましては、未委託家庭の状況把握と分析が必要ということ、また、一時保護委託を積極的に推進して長期の委託に結びつける取組が必要という内容を記載しております。

右側に移りまして、「3 養育家庭等への支援の充実」ですが、提言①として「チーム養育体制の整備」について、各支援機関の役割を改めて整理した上で、児童相談所がコーディネート役となり、効果的な連携ができる体制の確立、支援者は、里親子と一緒に歩む存在であるべきであり、同時に養育家庭も社会的養護を理解し、チームの一員として支援者とパートナーシップを持っていくべきことなどについて記載をしております。

提言②「支援内容の充実」としましては、委託後も実親子交流が円滑に実施できる仕組みの構築、委託児童の権利擁護については、権利ノートの活用や児童福祉司による面接等、既存の仕組みの着実な実施が必要ということ、また、児童の自立支援の仕組みの検討の必要性などについて記載しております。

次に「4 養育家庭等の養育力の向上」については、提言①として「研修の充実」の必要性について記載をしております。

次に「5 グループホーム、法人型ファミリーホームの設置促進」では、提言①としまして開設に必要な経費の支援、職員の育成体制や本体施設からの支援の強化、これらはいずれも昨年10月の緊急提言の内容となります。

「6 児童相談所の支援体制強化」では、提言①として委託促進のための職員の増員が必要、また、コーディネーターとスーパーバイザーに特化した支援を実施できるよう、専任の里親担当児童福祉司の配置が必要としております。

最後に、「おわりに」としまして、今回の児童福祉法の改正等に係る国の動向等につきましては、詳細がこれから決定される内容も多いということもございますので、それらを踏まえた必要な見直しと、また今回課題には記載をしておりますが、提言には入っていない養育家庭等の認定要件、この2つについては今後の課題という整理で記載をしております。

これまで委員の皆様いただいたさまざまな御意見につきましては、全てを反映させることには限界があるものの、可能な限り発言の趣旨を取り入れて提言の骨子案としてまとめたつもりではおりますが、この骨子案について記載が不足している部分ですとか、逆に要らない部分、またこういう表現のほうが適切ではないかといったことについて、ぜひ御意見をいただきたいと思っております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から提言骨子案について全体の説明があり、皆様方にお諮りをしたいのですが、今後の審議のあり方について少し区切って進めていきたいと思っております。

区切り方としては、まず「はじめに」と第1章をセットにして15分ほど御意見を頂戴できればと思います。

それから、第2章と第3章が先ほど中澤課長さんからお話がありましたようにいわばセットになっていますので、これをセットにして1、2、それから3、4、そして5、6というふうに分けて議論をしていきたいと思っております。つまり、第2章と第3章の1、2を一緒に、これはかなり大事なところですので30分ほど意見をいただければと思います。それから、3と4についても、これも大事なところですので30分ほど御意見を頂戴できればと思います。5、6については10分ほど、そして「おわりに」のところ、さらに全体を通じての御意見で10分ないし15分ぐらい、そうすると7時ぐらいまでになるかなという感じです。

もちろん、これに厳密に従う必要はありませんけれども、大体そんな予定で1番、2番、3番、4番のところをかなり中心に議論をしていければと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○柏女部会長 ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

今回は骨子で出されておりますので、ぜひ具体的な肉づけをお願いしたいと思います。今回の審議会の報告書というのは、制度的な具体的な提言を行うというよりは、今、課長さんから説明ありましたように実践方策を検討することがメインになるかと思います。「はじめに」のところに書かれておりますけれども、そういう意味ではかなり具体的な提言を、あるいはこういうことをやってみたらいいんじゃないかというような提言をぜひいただければ、そしてそれを事細かにノウハウとして書きつづっていくということが大事かと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、まず「はじめに」と第1章について何か御意見がございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 まず第1章のところですけども、「東京都の社会的養護の状況」ということで、ここは非常に簡単に触れているように思えます。全国の状況を見てもこの状況というのはそんなに変わって無く、社会的養護を必要とする子供を取り巻く環境というのは全国的なことでも言えるんじゃないかと思えます。

というのは、東京独自というんでしょうか、東京がゆえにこういうところが問題だということをもう少し分析しながらこのところのところに書き入れないと、次の(2)社会的養護を必要とする児童への取組の部分と乖離してくるような気がしますので、文章化するとき、東京都ゆえにこういうことが問題になっているんだということのもう少し詳細な分析を、地方と違うところなどを含めて、データも含めて出していく必要があるんじゃないかと思いました。

それからもう一点、最初にタイトルで「家庭的養護の推進について」の後に括弧で「(家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて)」とあります。これは今、国のほうで家庭養護、家庭的養護という部分にシフトしていくという方向で進めているということなんですけれども、殊、東京都で、私たちは児童養護施設の現場にいるとなかなか家庭と同様の環境だけでは養育は難しいのではないかとと思われる子供たちが非常に多いので、先ほど私が前提として東京がゆえになかなか難しい問題もあるんじゃないかということ意見を言わせていただきましたが、東京都の現状からすると、家庭と同様の環境だけでは養育が難しい子供たちがいるということをやはり念頭に置きながら、この家庭的養護ということを進めていかなければいけないんじゃないかと思いました。これも意見になりますけれども、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。東京ゆえの特徴で言えば、今まで出てきたことを簡単に述べていけば、今おっしゃったように家庭と同様の養育環境の数値目標を東京都は定めていない。それとグループホームとを一緒にして定めているということの是非については、家庭と同様の環境下で子供が養育されることの数値目標を定めるべきだということを「はじめに」で書いたわけですけども、全部はもちろん家庭と同様の養育環境で担えるわけではないというようなことをここに書いておくということでもいいですね。

あとは、乳児委託がないとか、それからこれまで出てきたこととしては養育家庭支援のあり方が他のところと変わっている。つまり、児童相談所の中に置かれているとか、そういうようなこともここに書いておくということでもよろしいですね。

そうすると、東京都として他との違うものをここに現状を挙げておく。それが課題になって、そして第2章、第3章につながっていくということなので、この現状の中にもそれらはざっと全国的な動向と同じようなことを書いておくんじゃないかと、東京都の特徴というものも挙げて

おいたほうが良いということですので、それらを踏まえてこれまで東京の特徴が幾つも出ていますので、それもあわせて書いておいていただければということをお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

青葉委員、お願いします。

○青葉委員 私は、家庭と同様の環境における養育を推進するという厚生労働省、国のほうで旗を揚げた内容と、それから第1章の2の(1)に「○」が3つあるうちの2つがどういう表現になってくるのかなと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。第1章2(1)の2つ目・3つ目のところですね。目標自体は、例えば家庭と同様の養育環境下の割合とか、そこまで今回は定めるところまではいっていないわけで、その数値を定めるべきだということを「はじめに」のところではいっているので、ここは現状を書いていただくということでもよろしいんじゃないかと思えますけれども、よろしいですか。

○青葉委員 はい。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

どうぞ、駒村委員お願いします。

○駒村副部会長 武藤委員と重なるところがあるんですけども、第1章の東京ならではの特徴は少し丁寧に書いておいたほうが良いんじゃないかと思いました。恐らく、東京は住居の問題もあると思えますし、親の長時間労働とか不安定労働といったものも強いんじゃないかと思えます。

それから、細かいところで子供の貧困という御説明についてです。これは子供の貧困そのもので多分、多様な貧困という意味で理解できるわけですけども、子供のいる世帯の貧困という意味なのか。これはもうちょっと広い意味で子供の環境、さまざまな貧困というふうにするのか。時々、子供の貧困という意味がわからない方も中にはいらっしゃいます。子供は貧困が当たり前でしょう、収入がないんだから。そうじゃない。子供がいる世帯の経済状況は著しく悪くなっているという話なのか。

でも、子供の貧困は注を入れればちゃんと意味が通じると思えますので、この辺は東京ならではの全国とは違う部分を書き込んで、そして子育てに不安を抱える家庭の増加と、ここまで書いていいかどうかわかりませんが、家庭の子育て能力が少し低下傾向にあると言っているかどうか悩ましいところですが、そのあたりが東京独自の問題かと思えます。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、渡邊委員お願いします。

○渡邊委員 題名の「家庭養護の推進について」という部分で、これは「はじめに」の中の4つ目のポイントです。中ごろになりますが、「家庭的養護と家庭養護の定義を明確にした上で」の部分では先ほど事務局から御説明をいただいたので、そういった形でさらに慎重に議論を深めていくということに対して、私も本当にそうあってほしいと思っているし、賛成なんですけれども、厚生労働省の現時点での改正児童福祉法についての説明でいきますと、ここで言う家庭と同様の養育環境というものの中にグループホームというものが入っていないですね。

そこを、今後整理していく中で、きっと東京都でも議論をされて柔軟にしていこうという理解で私はいるんですけども、そうすると家庭的養護の家庭的という部分もタイトルからして、もしかしたらさらに議論されていくのかなと思っているのですが、そこはあくまで案なので国

がそこを明確に出していく中で変化していくという理解でよろしいでしょうか。

○柏女部会長 いかがでしょうか。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 今期の専門部会を始めてからこれまで「家庭的養護の推進について」というテーマでやってきたということがございますので、ここについて今のところまずはそれを残したということです。

ただ、中身として御議論いただいたところは、特にやはり養育家庭等への委託促進に向けてどうしていくのかというあたりが中心になると考えましたので、副題のほうで今回の法の中の言葉を少し使いましてタイトルを加えたものです。

○柏女部会長 渡邊委員、よろしいですか。

○渡邊委員 ごめんなさい。私の質問が非常にわかりにくかったので、もうちょっとストレートに質問させていただくと、「家庭的養護の推進について(家庭と同様の環境における養育の更なる促進に向けて)」というのは、恐らく先ほど御説明があったように、厚生労働省で今回児童福祉法の改正で出された家庭と同様の養育環境という言葉からきているとは思うんですけども、そこで行きますと、家庭と同様の養育環境というものは厚生労働省の説明ではファミリーホームと養育里親、当然ここはさらに今、議論されていく特別養子縁組の位置づけというものをこれから国では議論されていくと思うんですけども、そういった形でここで書かれているグループホームに関しては良好な家庭的環境という位置づけをしているんですね。

もしかすると、ここで言うところの東京都では、もう良好な家庭的環境と家庭と同様の養育環境というものを含めての促進というものの骨子案をこれから議論していくということなのか。ここで「家庭と同様の環境における」という形が括弧内にあるわけですけども、それでいくと厚生労働省で言われている良好な家庭的環境という部分が含まれなくなってしまう。

この括弧の中のことは児童福祉法の改正でばんときているので、確かに私もぐっと胸にくるものがあるんですけども、一方で、そうすると良好な家庭的環境の部分が含まれなくなるとするのは、私の勝手な思い込みかもしれませんが、その辺はどういうふうに整理されているのかという質問だったんです。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 今回の議論ではやはり養育家庭等のところがメインになったとは思いますが、ただ、議論の中でグループホームのことも1つ議論いただいたということもあるので、そこも含めた上で一応提言としてはまとめたかと考えています。

ですから、今後、国のほうの議論等も踏まえながら、次回部会開催の10月までもう少しありますので、少しその辺も踏まえながら、もしかするとタイトルも多少変えるということもあり得るかもしれませんが、一応整理の中身としてはメインは養育家庭等だけれども、グループホームの話も含めて整理をしたいと考えているということです。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

○渡邊委員 すごくよくわかりました。ありがとうございました。

○柏女部会長 それでは、題名は今のところはこのままでよろしいですね。

○渡邊委員 今のところはそうですね。

○柏女部会長 家庭的養護の定義の中に、これまでもずっとグループホームと、それからファミリーホームから養育家庭等を含めてきたので、その定義はここに置いておいて、「更なる推進に向けて」ということなので、養育家庭等について中心に議論をしましたよという副題の意味ということになるかと思えます。ありがとうございます。

他にこの部分について、どうぞお願いします。

- 横堀委員 東京都ならではの状況を現状として書くという先ほどからの流れで1点、特にお願いをしたいと思います。第1章の1の(2)のところの3点目にあります「児童相談所の相談体制強化」のあたりです。

強化のことを書く前に、まずはやはり他の自治体と違う点といたしまして、11児童相談所の体制で、これだけの規模の社会的養護の業務を担っているということは最大の特性であるということに触れたいと考えます。それら関係専門職の数がこれからも体制強化という方向で増えていくわけです。けれども、現状としても児童相談所の箇所数も職員数も大変多い中、例えば養育家庭等への委託の推進を検討してきたこの間のプロセスにおいても、親担当の児童福祉司と子供担当の児童福祉司との連携の問題をはじめ、行政と民間の関係者、支援者の連携などが非常に課題である現状を伴っていると思うのです。

この度の報告書は他の自治体の方もご覧になったり、あるいは確認の意味で私ども関係者も見ているものだと思いますので、都の特性に触れた上で、これからどうしていこうとしているのかと現状を書いていただき、第2章以降の課題部分につなげていただけるとありがたいと思っております。以上です。

- 柏女部会長 ありがとうございます。第2章、特に第3章につながる現状をしっかりと書き込んでいくということになるかと思えます。そういう意味では、親担当、子担当の連携の問題とかというのは大きな課題として挙がってきておりましたので、そのように分けているという現状ですね。ここも他の児童相談所、他の県とは違うところだと思いますので、そうした点も入れていただければと思います。他はいかがでしょうか。

では、宮島委員お願いします。

- 宮島委員 まず7回、本当に詳細な検討がなされたことが素晴らしいと思います。国のほうで今その抜本的な見直しということをやっていますけれども、結構短い時間でざっくりとしていて、どういう方向でいくのかなという懸念も持っていますが、この審議会においては実践方策まで含めた具体的な議論があった。この会議の記録自体にすごく価値がある。学生を含めた関係者の方には、ぜひこの議事録を読んでくださいと、私は申し上げます。これだけ深めた本格的な議論があったこの部会が持たれた意義がすごく大きいと思っています。

その上で振り返って、この辺はまだ議論できなかったかなとか、あるいは国の議論でもそこは今はやりじゃないので落ちてしまうだろうとか、この現状の記載を見ながら思ったところがありますので、それを申し上げたいと思います。

やはり実親が育てることが基本だけれども、それが難しい。その次には、やはり親族での養育ということが目指されるべきで、里親養育とか家庭養護ということになれば親族里親のことは本当はとても重要な話題だと思うのですが、国の議論でも全然出てきていない。ここでも時間的にその辺は余り議論はされていないわけですがけれども、でも、この左側の第1章の一番下に「養育家庭等にかかる制度の変遷」ということがありますので、どういう変遷があるのか、どういう制度ができてきたのかという中には、やはり漏らさないで親族里親のことを入れていただきたいと思います。これは都道府県によって非常にたくさん委託しているところもあれば、全くしていないところもありますけれども、現状ですからありのままのことをやはり触れておく必要があると思います。

もうひとつ、親族里親だけではなくて専門里親のことです。どうしても国の議論も、この短

い間で理想と考え方だけ進められてしまうことをおそれます。実際には養育はとても大変で子供を受けとめることは難しいわけです。そのためにも、専門里親が設けられている。専門里親には専門里親としての、また特別な支援やスキルも大事だ。ここの制度の変遷の中には、専門里親という制度があるということもやはり触れていただくことが必要かと思いますので、それをお願いしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。ぜひ、それは入れておいていただければと思います。

では、次のほうにあってよろしいでしょうか。第2章、第3章をセットで進めていきます。1番、2番、「養育家庭等の登録数の拡大について」、それから「養育家庭等への委託について」、これについて、第3章では提言がそれぞれ2つ3つ挙がっておりますけれども、これの中身でも結構ですし、それから新しい提言として加えてはどうかということもありかと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

ではどうぞ、お願いいたします。

○渡邊委員 質問させてください。もしかしたら、これまでの議論で明確に言葉が出ていたかもしれないんですけども、第3章の「基本的考え方」のポイントの2つ目、「児童相談所は、コーディネート及びスーパーバイズに特化した支援を実施」とあります。これは、スーパーバイズを誰に対して行っていくのか。支援機関に対してのスーパーバイズなのか、あるいは養育家庭に対してのスーパーバイズなのかという部分を、私が記憶にないだけなのかもしれませんが、明確にしていいただければと思います。

○柏女部会長 これは、事務局の思いを伝えていただけますか。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 今回、この提言の中で1つ大きな考え方を示しているものとして、チーム養育体制のところがあると思っています。それで、今回「基本的考え方」のところで、全てに共通する前提として現在児童相談所がやっているところに民間の力をもっと活用してやっていくということをまず基本に置きたい。

ただ、やはり措置をする立場ということもありますし、ケースのコーディネート、情報管理ですとか、そういう中心は児童相談所がやりながら、全体をまとめて一緒にチーム養育が組めるような形で進めていくというイメージで書いているものです。

○柏女部会長 それでよろしいですか。

○渡邊委員 はい。ありがとうございます。

○柏女部会長 では、具体的に御意見がありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ、青葉委員お願いします。

○青葉委員 まず、第3章の四角で囲った全体的なもので、他の話題にも入ってしまうのですが、よろしいですか。

○柏女部会長 はい。

○青葉委員 これは、私たちが希望していた内容を入れていただいて本当にありがとうございます。里親支援機関と施設と両方に支援いただくということで、大変期待しております。それで、里親支援機関については今、深いつき合いをしていますので現行プラスアルファでいいと思っていて、では施設に期待することは何かということで、ここで少し申し上げておきたいと思えます。

私たちの希望というか、思いは、24時間生活をともにしている人の見方と、それから日中が中心ですけれども、短時間おつき合いする人の見方では決定的に違うところがあると思って

おります。

誰がよくて誰が悪いというのではなくて、それぞれ特徴があるわけですが、いわゆる24時間場面では子供も大人も普通では見せない顔を見せる。要するに、修羅場を見せるような部分がありまして、そういうものを経験している施設の職員には私たちは非常に期待するとか、評価したいと思っております。このところは総論の部分に当たりますけれども、施設の相談員に大変期待したいと思っております。今後、上手に組み合わせるようにしていただければありがたいと思っております。

それからもう一つ、ついでに言ってしまうのですが、効果的に活用するというので、いわゆる従事している支援関係の方の人件費が年度ごとにベースアップするような環境にあるのかどうかということと、ぜひそのようにつくっていただきたいと思っております。

それから、聞くところによると、施設の相談員ですが、人件費はついているけれども、事業費といえますか、旅費だとか、その種のものについていないというようなことをうわさで聞いておりまして、現実のところはわからないのですが、もしそんなことであれば事業費をきちんとつけていただきたいという思いがあります。

それから、先ほど渡邊委員から質問のあったスーパーバイズのところは、とにかく私の周りには8人支援する人がいまいてこんがらがっているわけですし、それをきちんと整備する人はやはり児童相談所の親担当児童福祉司だろうと思っております。そういう面では、その職種の方はスーパーバイズができるような機能を持たせていただきたいと思っております。

○柏女部会長 どうもありがとうございました。貴重な御意見でした。

それでは、他にはいかがでしょうか。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 今、挙げられたものと、既に当たり前だから書いていないのかなと思うものについて、できれば言語化してほしいという思いがありまして意見を申し上げたいと思っております。

まず、児童相談所が里親支援機関等をスーパーバイズする、コーディネートするのは大事だと思うんですけども、やはり措置機関であるということの役割と、どう整合性とか折り合いをつけていくのか。それこそ、コーディネーターとかスーパーバイザーだとか、支援の実際を担う人の一旦、後ろに下がって、ライブ・スーパービジョンと一緒にやるというのもあり、そういうイメージがあるのですが、措置者としたらまず1番の主体として直接関わる部分がありますね。これが、今の表現だけだと曖昧で消えてしまうとか、どう整合性を図っていくのかが見えなくなるような心配がしまして、これは全てのことを通じて措置機関として子供の、家庭を持つ権利とか、パーマネンシーを重視して措置を行うんだということが当たり前のことだから書かれていないのかもしれませんが、ここにはっきり入れておいていただいてもいいのではないかと。むしろ、はっきり書いたほうが全体の内容がつながってくるんじゃないかと考えます。

2つ目として、これも当たり前なことですが、もし書いていただけるならと思ったのは、措置権者として公的責任として措置を決めるわけですが、でも、やはりそれまで養育を担ってきた方や、実親の意思とか、これらの人たちの参加がとても重要だということです。

前回の案の説明でも、中澤課長さんが乳児院の意見を聞いて進めていくということをおっしゃっていただきました。そう言えば、今までの議論の中で里親とのマッチングとか、そういうことについてもそれまで担ってきた乳児院の意見をぜひとも反映させてほしいという意見があつて、

説得力のある説明があって、それを受けて案が出てきたと思って聞いていました。

今、青葉委員からも、24時間見ている人と、ワーカーとしての視点とは違う。やはり養育者の参加ということですね。実の親もそれまで実の子として養育していた養育者、あとは施設養護から里親委託にかかわるとすればそれまでの施設の養育者ですが、やはりこの養育者の参加を大事にしていくということが基本的な考え方に入ってきてもおかしくないのではないかと。少なくともこの表現の中にそういった要素、今までの議論の中にもそれはあったんじゃないかと思えますので、ぜひとも考慮していただきたいと思えます。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。基本的考え方の2つ目のところで、児童相談所は措置機関であることを踏まえながら、養育家庭への支援全体を通してコーディネート及びスーパーバイズに特化した支援を維持するというようなことですね。全体を、その子供自身の措置機関としてパーマネンシーを保障していたり、あるいは養育家庭の中でずっと育てていけるように全体をコーディネートしたり、必要において関係の養育支援者、これまで関わった養育支援者をスーパービジョンできていくような体制が必要だということですね。それを基本にしていく。わかりました。

他はいかがでしょうか。具体的な提案も出されておまして、乳児委託のところですかございますけれども、何かありましたらお願いしたいと思います。

青葉委員、お願いします。

○青葉委員 フレンドホーム事業が言及されているんですけども、実務的にいろいろやりとりしている範囲ではフレンドホームはなかなか里親とは結びつかない現状があるように思うのですが、ここではどの程度イメージして今後ルールを引こうとなさるのか。里親の中にはフレンドホームは諦めて全く新しい制度という案も浮上していたり、いろいろしていますので、お話を伺えればと思います。

○柏女部会長 第3章1の提言1の「○」の3つ目ということですね。

○青葉委員 そうです。それからもう一つ、2章にもフレンドホームの記載がありますから、同じことですね。

○柏女部会長 このイメージは、提言を実現化していくときのイメージということですけども。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 具体的にはこれからまだ議論を内部でしていかなければいけないところなんですけれども、部会の中でフレンドホームに関わっているお子さんが、例えばその家に養育家庭として委託されるというところが、今は別制度だということがあるのでうまくリンクしないというお話があったかと思うのですが、制度自体は別のものというところはありますし、養育家庭はやはりその認定登録というところが前提にはなりますけれども、やはりそのところがもうちょっと必要なケースに関してはスムーズに移行できるような、例えばそのようなことが考えられないかと、少しそんな観点から議論をしていきたいと思っています。

○柏女部会長 よろしいですか。

○青葉委員 続きなのでですけども、フレンドホームを必要としている子もいますので、制度を無制限なものにして欲しいと私は思っていません。

フレンドホームも使ったほうが良いと思う事例としては、非常に難しい子で里親側から受け手が無いというとき、上手くいくかどうか分からないというときにフレンドホームという名前で試しをやってみて、うまくいったら委託という道もあってもいいかと思って提案したいと思

います。この制度を使うと、交流が上手く行かない場合でも子供の心の傷が浅くて済むメリットがあります。

- 柏女部会長 ありがとうございます。フレンドホーム事業と、それから養育家庭もやはりちゃんとなぐということが今、課長さんおっしゃったように大事だと思いますので、他県の動向なども踏まえながら、フレンドホーム事業を担当する人は養育家庭の登録、里親の登録をした人がやっているという県もあるようですので、そうしたことであればクリアできる問題だと思うので、そうしたことも視野に入れながら内部で御検討をまたいただければと思います。ありがとうございます。

では、横堀委員をお願いします。

- 横堀委員 2点、申し上げたいと思います。

第3章の基本的考え方のところ、どうしても1点抜けていると考える点がありますので御検討いただけたらと思います。

里親支援機関や施設等の民間団体をより効果的に活用したり、それから児童相談所のコーディネート及びスーパーバイズに特化した支援を活用したりしながら、どこに向かうのかということ。先ほど言葉の確認がありましたが、家庭的養護の環境で育つ子供の育ちと養育の営みを安定化させていく。そこが最大のゴールではないかと考えます。施策の方向性のゴールが書いていないような気がいたしましたので、書き加えていただくことを、私自身の意見としては申し上げておきたいと思います。

実際には、例えば里親支援機関事業を東京都でモデル事業から始めてかなりたつわけですが、児童相談所の職員が異動されても里親支援機関の里親委託等推進員がずっと顔が変わらないでいたりしますと、委託児童とそのケースをずっと見通す人という存在が徐々に生まれたりします。そういう方たちも活用しながら、児童相談所の専門性と措置権にからむ業務を生かし、その軸を担って養育を見守っていくという構造があると思うのです。児童相談所の職員が異動で変わっていく中で、ケースを見通すのはどういう人なのか。家庭養育を支えていくにはこの点が問われていると思います。現実には委託前後から委託後、様々な課題も生じているととらえていますので、仕組みをより強化しながら子供の育ちと養育の営みの安定化に向けていくということに関する文言が、先に述べましたようにゴールとしても実際としても何か入ったらいいなと願う次第です。

それから、提言の2番の③のところ、2点目で一時保護委託のことが書いてあります。過去の審議会でも発言で申し上げましたので、実際には書いてくださるかもしれないと思いながら発言をいたします。一時保護委託中は、里親支援機関からの家庭訪問が実質的に今はなされていないかと思いますが、一時保護委託から実際の長期委託に結びつけるという流れを今後意図的に活用していこうとして取り組むといたしますと、もう少しその辺りの実質的なサポートも支援として強化することが課題として伴うのではないかと思いますので、1点そこを特に申し上げておきます。

- 柏女部会長 ありがとうございます。これは短期間である一時保護委託、もちろんそれもあっていいんですけども、短期間の里親委託もあっていいわけですね。3日間とか、それはあり得るわけだから、「短期間である養育家庭委託や一時保護委託」と記載しておかないといけないんじゃないですか。

- 中澤少子社会対策部育成支援課長 基本的に児童相談所のやり方として、まず一時保護をした

上で措置という流れになるかと思うので、3日ということだと基本的には一時保護委託という形で、はじめから3日とわかっているならば一時保護という形になるかと思うんですけれども、措置した後に結果的に3日ということの可能性としてはあるかもしれないです。

○柏女部会長 それは、やはり東京の特徴ですね。でも、一時保護委託だと費用も非常に少ないし、ここで言われているのは未委託家庭の対応ですけれども、それと同時に保護しても例えば児童相談所に保護しないでこうした養育家庭に委託すれば学校を休まないで済んだりする子供たちもいるわけで、そうした子供たちのことは例えば1週間の検査入院の間、児童相談所にいたら学校を休まなければいけないけれども、養育家庭のほうにいれば子供たちは学校を休まないで済むわけですね。そういう短期里親さんというのは今、短期里親という制度はないけれども、実際にはいるわけで、ここにはそれも入るわけでしょう。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 その場合、基本的に一時保護委託という形でやっているかと思うんですけれども、どなたか児童相談所の方から御発言いただければありがたいのですが。

○柏女部会長 一時保護委託で学校に行っているわけですか。

○鈴木品川児童相談所長 現状とすれば1週間ぐらいだとやはり一時保護委託という形で、短期の養育家庭委託で考えるには大体1か月とか2か月ということで、措置として行っているのは大体それぐらいの期間になるかと思います。

ただ、1週間とか、それこそ何日間かといったところで里親さんをお願いをすることはございますが、それは大体一時保護委託という形で現状では行っているところです。

○柏女部会長 それも、やはり大きな特徴ではありますね。その場合は、その一時保護委託の費用しか出していないということですね。

○鈴木品川児童相談所長 そうですね。ただ、ある程度の費用は、ほぼ必要な経費については支出はしております。

○柏女部会長 その費用まではわからないんですけども。

○青葉委員 一時保護の経費は大変、今つけていただいている、現実には1日9,800円とか、そういう数字になると思います。

○柏女部会長 わかりました。

○青葉委員 それから、他に学校に行けば学校の経費もつけてもらっています。高校生などは定期代から、皆つけてくれています。

○柏女部会長 一時保護委託の間にですか。

○青葉委員 一時保護の間にです。随分、よくやっています。

○柏女部会長 わかりました。それでは大丈夫です。

○青葉委員 それで、一時保護で1つ東京の特徴かもしれないのですが、一時保護のときは親担当児童福祉司が応援してくれないんです。子供担当児童福祉司が自分の子供を預けるので、親担当児童福祉司は関係しないということで、この辺は非常に小さな問題ですけれども、後で申し上げますが、制度をつくって魂が入らない典型例のような気がします。

それからもう一つ、未委託養育家庭については研修場面で登録後研修というのがあります。これは、登録した後、子供が来るのを待つ間に研修を受けるというので、ここをもっと皆で知恵を出せば、2の提言③の○の1つ目はもう少し何かできるかなという思いはしております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はどうでしょうか。

では、武藤委員、それから渡邊委員とお願いします。

○武藤委員 では、今のことに関係しますので、フレンドホームのことが先ほど出ましたけれども、私どもの体験からすると、フレンドホームからいきなり養育家庭はなかなか結びつかない。そういう点でいくと、フレンドホームで地域の施設の周りに、自分の実子が社会に出ていってしまって夫婦だけというような家庭で、施設の子を短期だったら見ていいよというようなことを含めてフレンドホームで見てもらったという経験があります。

そうすると、いきなり養育家庭というのはなかなか難しいんだけど、先ほど話が出ているように短期里親というのは制度的にはないが、もう少し短期間であずかるシステムがあってもいいかと思うんです。だから、いきなりフレンドホームから養育家庭というのは難しいにしても、フレンドホームを夏休み、冬休みにはあと1週間延ばそうとかしながら、では夏休みいっぱい見てもらおうとか、そんなことも含めて段階を経て順序立ててやるという部分が必要だと思います。ここのところは具体的にどういうことが考えられるのかということ現場のほうから少しヒアリングもしながら、こういうことをやると少しいんじやないかというようなことを含めて、これを文章化するときにもう少し現場でそういう取組をしているということがあればここに載せて、これを有効的に進めたらいいんじゃないかと思います。

それからもう一点は、2の提言③の未委託家庭のところの対応です。当初は登録するときに施設で研修をしますが、その後もっと日常的に施設と関わって行って、制度までつくるかどうかは別として、今、未委託家庭の人たちが現場で子供たちと触れ合う場だとかを含めて、もっと緻密な計画というか、実践というか、そういうものをやる必要があるんじゃないかと非常に感じています。

そういう意味から、もっと里親さんと施設が日常的に連携できるシステムづくりが今必要だと思います。それから、里親としてスタートする時点からも連携できるというか、そういうものを地域でどんどんつくっていかないといけないんじゃないかということを感じています。ここ細かいところの文章をつくるときにそういうアイデアなどを含めていろいろ入れておくといいんじゃないかと思いましたので発言させていただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員お願いします。

○渡邊委員 これは私のほうからのお願いですので、どういう文章になるのか、あるいはどういう文言になっていくのか、事務局の皆さんのお知恵にお任せするしかないところがあるんですが、提言の1の「養育家庭等の登録拡大に向けた取組の強化」というところです。これは開拓と、それから広報という部分の2つに分かれていると思うんですけども、開拓と広報、もう一つ、やはり獲得という部分がすごく大事なんじゃないかと思っているんです。パブリックリレーションズとリクルートというのは、パブリックリレーションズを利用してリクルートしていくという部分があるんですけども、パブリックリレーションズはどうしてもパブリックリレーションズで終わってしまう可能性もやはりあると私は思っているんです。

長い目で見ると、それは非常に効果的だと思います。養育里親制度を知ってもらわなければ、そもそも養育家庭が生活する、そして子供が生活する地域の育ちやすさというのは全然違ってきますので、知っていただくのは大事なことだと思うんですけども、そういったイベントとかをやっけて知ってもらうのは、やはり効果が測りにくいという部分もあります。だからやっけてはいけなくて、だからこそ続けなければいけないというのは確かにあるんですが、で

はこの促進ということを考えたときに、やはり候補者になる方々を獲得していく作業というのが非常に重要だと思うんです。

開拓というのは獲得のための一つの戦略になってくるとは思うんですけども、大事なのは獲得というのはどの時点で獲得だと言えるのかという部分でいくと、これは個人的な考え方ですが、やはり子供が委託できる状況になるまで、興味を持ってくださった問い合わせの段階から、どこがどうやってその方々の興味を薄れさせずにモチベーションを保ちつつ登録に導き、委託できる状況までチームの一員として導いていくのかという部分ですね。そこはこれから実践者がいろいろ議論していったらいいと思いますけれども、この提言の部分でもし可能であるならば、獲得という表現は正しいかどうかは別として、やはり候補者をできるだけ多く獲得していくということを一つの方向性として明確にさせていただけたらいいのではないかと思います。以上です。

○柏女部会長 わかりました。そうすると、順番は1の提言②の広報の実施が①で、提言①の開拓が②になって、そしてその次がリクルートというか、その候補者を育てるとか、そういう感じになるんですか。

○渡邊委員 そうですね。それでいくと、確かにスマートな形になるかと思います。

○柏女部会長 わかりました。そうすると、提言③として養育家庭のリクルートとか、あとはその候補者をずっと育てていくとか、そういうことを入れたほうがいいんじゃないかということでもよろしいでしょうか。

○渡邊委員 はい。

○柏女部会長 では、そのような形で①と②をひっくり返してもらって、そして③を新しく入れていただくという形でお願いしたいと思います。

では、都留委員お願いします。

○都留委員 27年度の乳児部会のまとめの中で、養子縁組さんと養育里親さんへの委託が、合わせて16%ということで、26年度に比べて倍近い数字になっていて、この委員会が始まるのと同時に各児童相談所の取組がすごく伸びていっている。また、今年度の実績の中でもすごく実感としては伸びていっていると思っています。

さらに、乳児委託の一層の促進のところで、従来のシステムに加え、新たな委託促進体制を検討すべき、と書いていただいているということと、乳児のうちに早い段階での特別養子縁組里親さんという部分を出していただくということは、非常に乳児院の現場としては、今までもそれをお願いしていた部分で、より加速していくということでもいいだろうと思っています。

児童相談所の取組強化のところで、里親支援機関事業を二葉乳児院が持っている中で4か所で委託等推進委員会を開催しておりますけれども、やはり児童相談所の考え方ひとつでなかなか委託に向けての会議が、その地域の子供家庭支援センター等の体験発表会であるとか、養育家庭さんたちをどう増やしていくかというところに重きを置くということと、乳児院で動いていないケースを動かすというようなところの考え方の違いがこの何年かやっている中であります。

それは、二葉乳児院で入っている4か所の中でもそういった動きがある中で、11の児童相談所に広がっていった場合になかなかやられていないところがあるということになるんです。生まれた地域によって委託が進んでいくか、いかないかというようなことがある現状はやはりあってはいけないと思っていまして、この後の提言②などの児童相談所の役割になっていくと

思うんですけども、長く里親家庭に行った子供を見守っていく部分であるとか、特別養子縁組の里子さんとして行った子供がその後、誰に見守られながら育っていくかというようなことを考えた場合、児童相談所の果たす役割というか、変わらずに児童相談所がチームとして全体的にそこを把握しておくことはとても大事だと感じております。

児童相談所11の全てがそういったことを担うのは、私は難しいんじゃないかと思っていて、やはり都内の3か所ぐらいの児童相談所が中心になってその責任を持つような形で、親担当、子担当の枠も外しながらぜひ展開して行ってほしいと思っていますところ。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。都留委員は、乳児委託の実践者ですね。ぜひそこから多くのことが学べると思いますし、ヒアリング等でもお話をしてくださっていますので、ぜひその中身を取り上げていただけるとありがたいと思います。

それでは、3、4のほうに移ってよろしいでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 1つは既にかかれていてのことですけども、ぜひとも充実した書きぶりをお願いしたいという要望で、もう1つははっきりしていないように思われるので、必要に応じては新たな項目を起こしていただくことも検討して欲しいという2点を申し上げたいと思います。

1つの、既にかいてあるけれども、ぜひ書きぶりを充実させてほしいという点は、2の提言②新生児委託が可能となるよう乳児院を活用した新たな委託体制を構築すべきというあたりですね。前回の議論で図示した上で乳児院利用の3週間モデルというのを示してくださった。これは本当に画期的なこと。新生児委託を、都が本気にやる。それで、それが具体的な絵になっている。国のほうも、その養子縁組も含めてということは言われていますけれども、具体論がどのぐらい出てくるのかはわかりません。都が実践を踏まえてああいう図を書いたというのはすごいことだと思うんです。

この最終的な提言の報告書に、新生児委託を行う体制を構築すべきとはっきり書かれているのもすごいことだと思っていますが、言葉だけではなくて、是非とも具体的な図と仕組みの案をぜひとも提言に盛り込んでいただきたい。それは東京都の問題だけではなくて、この国全体にとっても意味のあることだと思っています。掛け声だけでは実践は進みません。具体的な絵やプランがないと進まないと思いますので、ぜひともそれを載せていただきたいというのが1点目です。

もう一点ですけども、委託の促進体制が3つ挙げられているのですが、提言①も②もどうしても赤ちゃんのことを想定した内容になっているように感じます。これは、今すぐそれが大事だと捉えられているからこそ出てきているわけだと思いますけれども、でも、家庭養護が必要な子供はあらゆる年齢にわたるだろう。先ほど柏女部会長が、里親委託を使うならば転校しないで登校も続けながら地域での生活が可能になるとおっしゃいました。

そういうことを踏まえれば、様々な子どもたちのことを想定しておくことが大事なことだと思うので、多様なニーズに応じた多様な里親委託を推進することが重要で、そのための支援体制が重要だということが現状の項目立てではちょっと見えにくいように思いますので、赤ちゃんのことが重要でこれから進めていかなければならない。けれども、ぜひとも多様なニーズに応じた多様な里親委託の推進という形で書いておくことがバランス的にも大事ではないかと思っておりますので、これについても御検討いただきたいと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。提言③の一部にそれが入ってはいますけれども、より

明確化して、いろいろなニーズが養育家庭のニーズはあるわけで、それを生かせるような工夫を考えてほしいということです。ありがとうございました。

時間の関係もありますので、3番、4番のほうに移らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、3番の「養育家庭等への支援の充実」、それから4番の「養育家庭等の養育力の向上」、これについての御意見を賜りたいと思います。

青葉委員、お願いします。

○青葉委員 第2章の3の(1)の「○」の2つ目で、伴走というのは大変ぴったりの言葉だなと、すばらしいと思ってこれを読んでいました。私たちが希望しているのは、子供を中心に実親もいる、里親がいて、児童相談所の人がいて、支援関係の人がいて、そういう図柄を求めていますので、この伴走というのはとてもわかりいいという思いをしています。

これまで支援をしていただいた方に、子ども中心にやったらできるというようなことを投げかけると、皆さんちょっと立ちどまるんですね。難しいという雰囲気です。これはなぜかといろいろ考えると、子供に直接関わると全部自分に任せられちゃうんじゃないかと、どうも担当者は思ってしまうようです。そうじゃないんだ。子供と一緒に伴走してくれればいいんだ。我々も伴走するんだということで、この辺はある意味で支援の方法のコペルニクスの展開じゃないかと思っております。

今までの支援というのは、子供を里親が養育して、その里親を支援者が支援するという図柄でなっております。この図柄でいくと里親はどうしてもストレスがたまってしまいます。つまり、直接子供とやりとりしていただく部分が今回入ってきたということで大変ありがたいと思っております。それだけに発想の180度転換になると思っていますので、これを皆さんに了解していただくために相当これから私たちが努力したいと思います。ここを丁寧に表現していただければと思っております。

具体的には、子供と一緒にというのはどういうことかと言っても、難しい子を治そうなんて思うと治りっこありませんので、とにかく電話でもいいし、スマホでもいいから、元気にやっているかとか、そういう子供と支援者が結ばれるような人間関係になれば、今まで里親が抱えていたストレスが大分解消するだろうと思っております。

それから、養育がうまくいかなかった場合でも、子供との人間関係をつくっている支援者がいると、その人の仲立ちで、破局を迎えるにしても上手な迎え方をするだろうと思っております。この発想の転換だけはぜひ丁寧に表現していただければと思っております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

どうぞ、磯谷委員。

○磯谷委員 今回の伴走というところに水を差すような話になるのかもしれませんが、簡単に言えばその支援が非常に重要なのですが、やはりそれをきちんと受け入れるということを里親さんのほうも自覚していただく必要があるだろうと思っております。

ただ、余りまたそれを強調すると、ここの雰囲気を壊すおそれがあると内心思いつつも、やはりこういったスキームをきちんと里親さんのほうも受け入れていただくというところを何か盛り込めないかと思いました。

それからもう一点は、4の「養育家庭等の養育力の向上」のところの3つ目の「○」ですけれども、研修の受講というところがあります。文脈からすると、多分もう里親になって実際に

走り始めてからの研修という御趣旨かと思うのですけれども、これはやはりなかなかお子さんを預かって研修に行くというのが難しい。多分、小さいお子さんであれば、先ほどから出ているように一時的に預かってもらったりとか、そういう工夫があるんでしょうけれども、このあたりでは実際里親さんのほうとしては行くこと自体はそんなに難しくはないという感じなのでしょうか。要するに、この点について何かサポートが必要なのかどうかというところが気になったということです。

○柏女部会長 一時預かりとかを使えばいいわけだから。

○青葉委員 研修のときに、小さいお子さんのいる家庭に対する研修については今、東京都では保育体制を完璧に整えています。予算がだんだんなくなってきますので、また後ほど相談したいんですけれども、中学生は別ですけれども、今は小さい子も保育体制を児童相談センターの協力を得たりしてやっております。

それから、研修については夫婦で参加することに最初は若干戸惑いもあったのですが、今は完璧に夫婦参加できております。どちらかが来られなければ、次の研修を受けてもらって初めて受講終了というふうになっております。

それから、今の磯谷先生の御質問はとても大事な部分と思っております。子供にいろいろな人がアプローチすることを里親がどのぐらい受け入れるかということですが、これは非常に重要なことで、社会的養護を標榜する以上は受け入れるのは当たり前という環境をどうつくるかです。我が子よと言って閉じこもってしまっただけでは社会的養護になりませんので、何としても子供にアプローチするということを通じて里親が開かれていく。他人が入っても戸惑わない。そういう関係をつくっていくことが大事だと思っております。

もっと大事なのは、子供が18歳になって自立していくときに、自分は特別に守られた子だと思っても、それはかわいそうですが、無理なので、やはり社会の中で生きていたんだ、多くの人に支えられて生きていたんだということを18歳のときに自覚してほしいと思っております。そのためには、里親は抱え込んでだめなのです。そういう意味では、児童相談所だとか支援者が電話でもいいし、いろいろなアプローチをして人間関係をつくって社会の中で生きていく。そのためにも、このオープンな関係というのは非常に重要なことだと思っております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。関連すると、4番の提言①の「研修の充実」の中で、チーム養育のありようについても研修の中身に加えていけばいいんですね。そして、それを理解していただけるようにしていくということで、そこに入れてもいいのかなと思いました。

どうぞ、渡邊委員お願いします。

○渡邊委員 磯谷委員と青葉委員の意見に関連するお話を、私からも意見として言わせていただきたいと思っております。

確かに伴走はすごく大事だと思いますし、一方で磯谷委員のおっしゃる懸念されるポイント、懸念というか、ここは大事だということに十分、私も共感します。問題は、それをどうやっていくのかという部分になってくるとは思うんですけれども、どうやっていくのかはこの提言のところで議論することではなく実践のレベルだと思うのですが、ただ、その実践を導く上でもやはり提言というのは非常に重要だと思います。

そこで、ここで私が意見として出ささせていただきたいのは、この3番の提言①の3つ目の「○」です。「養育家庭が孤立することのないよう」というところに、もしお許しいただけるのであれば

ば、孤立することがないというものに加えて、あるいは別の表現で支援者に対して養育家庭、あるいは里親が帰属感を明確に持てるような、もっと言うと特定の支援者でも構いません。特定の支援者に帰属感を持てるような支援を充実させていくというのが加えられると、その辺は明確になっていくかと思います。

結局、孤立の対極にあるのが帰属だと私は思っていますので、そうしていくと皆さんが心配されている社会的養育ではない個人的な養育になる部分を、そもそもどこかに帰属している以上は防げる。そして、役割としては養育者に、あなたはチームの一員なんですよと言われたところで、はいわかりましたとできずに今日まできていると思うので、それを解決していく方法としては養育者が帰属感を感じられる。孤立したらだめですではなくて、積極的に養育者が帰属感を感じられるような支援の仕組みをつくっていくということが加えられたらいいなと思って意見をさせていただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、山本委員をお願いします。

○山本委員 今すぐの実現課題ではないと思うんですけども、提言②の「○」の4つ目です。委託児童の権利擁護の部分ですけども、もともと福祉制度の原則からいうところは第三者評価にすべきところですね。児童相談所は措置権者であって、利害の当事者なわけですね。ですから、実親と、里親と、そして里親に委託された子供の権利関係でいうと、子供に独立のアドボケーターが将来必要になると思うんです。

特に自立していくとき、実親との交流をするときというのはそれぞれ当事者ばかりが出てくるわけで、今のところはもちろん子供の権利ということで、どこが担うといえれば児童相談所が責任機関なので、それをちゃんと落とさずに見ろというのはわかるんですけども、結局はそうすると委託解除するのとか、そういう問題になる。つまり、当事者同士の関係へと移行せざるを得ない児童相談所の立場から言うと、第三者評価の立場というのは今後も追求していくべき課題ではないかと思います。以上です。

○柏女部会長 すぐに解決はなかなか難しいかもしれないけれども、大事な視点ですね。ありがとうございます。

では、武藤委員をお願いします。

○武藤委員 今の点で、私もそういう発言をしようかと思っていたんですけども、今専門委員会においても当事者の人たちにヒアリングに来ていただいて、意見が出されておりますが、当事者の人たちからも児童相談所の人がどういう人かよくわからなくて、余り来てくれなくて何も言えなかったみたいな話があったわけですね。やはり児童相談所が子供たちの権利擁護を、子供たちの本音と言うんでしょうか、そういうことを聞けるというのはなかなか現実的には難しいんじゃないかと思っています。

幾つか当事者の人たちからヒントをもらったような気がしますので、今後、既存の仕組みをより着実に実施していくというだけじゃなくて、やはり新たな第三者の仕組みというんでしょうか、そういう部分がこの権利擁護のところでは必要なんじゃないかと思っていますので、引き続き検討事項にするのか、当事者の人たちのヒアリングの中からヒントを得て検討していこうとするのかどうかは別として、入れたほうがいいんじゃないかと思いました。

その下の自立支援のところ、アフターケアですね。これは一回、国のほうでも検討してみたことがあるんですけども、施設を退所した子供たちはなるべく施設でアフターケアをやっ

ていこうということになっているのですが、里親のところ、里親さんが行く行くまでその子のアフターができるかとなるとなかなか難しい。現実的にはすごくやっている家庭もあるんですけども、そうでないところもあるので、そうではないところについてどこが責任を持ってやるのかということをお記しておかないと、なかなか自立が、今22歳までの子供たちについて支援をするシステムを国のほうでも検討しているんですけども、その後、行く行くまで親がわりになった支援をしていかなければいけないと思いますので、これも今後の課題になるのか。当事者の人たちからのヒントを得て、少しこんなことも検討していこうということでここで書くのかどうかは別として、検討が必要なんじゃないかと思いました。

それから、チーム養育の件でさっきちらっと出ていましたけれども、児童相談所の親担当、子担当の課題です。これについて、現場のほうからはその議論のときにも意見を出させていたんだんですけども、やはり分かれているのは一体どうなのかという話があって、これは現場の状況を聞くとその分かれていることのメリットとデメリットがあるということでした。

今回、全体的にそうなんですけれども、私たちが意見を出した部分でこの中に取り入れられている課題と、それから取り入れられていない課題があって、多分ここに提言でまとめるに当たっては東京都のほうで詳細なまとめに向けた基礎資料をつくったのではないと思うんですけども、その抜けている部分は何で抜けたのか、疑問になっていて、私たちからすると親担当、子担当については一緒にして取り組んでみても良いのではないかとということで提案をさせていただいたのですが、そこは意見が分かれたのでこの中で入れていないのかもしれないんですけども、少しこの中で感じたことを言わせていただきました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。今、武藤委員がおっしゃっていただいたように、ここで議論したことが全てここで取り上げられているわけではないので、そういう意味ではそれについて具体的な提言ができなかったとしても、例えば子供たちからのヒアリングの中で、こういう意見もあったとか、それからアフターケアの問題とか、親担当、子担当の問題ですね。

そういうものについて、こういう課題がある。長期的にこれから検討しなければいけない課題があるんだということをこの報告書の中で網羅的に触れておくということは、今回の提言の中では具体的な提言としてできなくても、遺言みたいな形で次に引き継ぐ形になるので、そこはぜひお願いしたいと思います。武藤委員の意見を生かさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。他はいかがですか。

どうぞ、駒村委員。

○駒村副部長 今の話は全くそのとおりで、私はアフターケアに大変関心があったんですけども、ここからすぽっと落ちているのはどこかに入っているのか、どうなのかと思って目を皿にして見たのですが、ないんですね。今、部会長がおっしゃったように、やはり取り残した問題は取り残した問題として委員会としては出すべきじゃないかと思いますので、それはぜひお願いしたいと思います。

それから、さっき言い損なったところがあったんですけども、乳児院を活用した委託体制は画期的なことであるわけですので、やはりここは全国に影響を与えたいと思いますので、強調してこの考えに至った理由とか目的は明確に示してもらいたいと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。ややめり張りをつけて、この提言の中の一番の売りの部分をその提言に至った経緯も含めて、実践が都留委員のところで行われてきていますので、それらも含めて少し詳しく書いたらどうかということ。よろしく願いいたします。

では、横堀委員お願いします。

○横堀委員 2点、お願いとして申し上げます。

第2章、第3章の項目では、2番から3番につながるのと、3番についての内容です。

1点は、今回は乳児委託の促進が項目立てしてあるわけですが、養育家庭の委託の推進を考えたときに、最大の課題の1つはマッチングの問題だと思います。研究者や実践家の中で、よく用いられるフレーズとして、適切なマッチングというのが最大の里親支援だという言葉があります。11児童相談所を抱えるこれだけの都の体制の中で、そのマッチングの実際をどのように質的に担保していくのかについては、これまでも関係者の努力も御苦労もあつたとらえています。

ですが、一方その在り方が非常に重要な課題ではなかったかと思しますので、丁寧なマッチングをこれからさらに整備・強化していただきたいという点をお願いとして申し上げます。どう書いていただくかは、お任せをしたいと思います。

2点目は、3の支援体制のことについてです。東京都内の22の児童養護施設にすでに里親支援専門相談員が配置されているわけですが、事業を進めながら、これからさらにその方たちをどう生かすのかという点の検討が非常に必要だと思っています。それを、改めてこの時期にお願いしたいということです。

それから、重なる提案になるかもしれないのですが、例えば第2章の3の(1)の2点目で課題として書いていただいているところ。「委託当初から里親子に寄り添い、伴走する役割を担う支援者が必要」という言葉で今回書いていただいているところです。自治体によっては委託前からの伴走ということで児童相談所と民間の支援者が連携している実践もあり、本当に初期の家庭調査の訪問の時点から児童相談所の職員とともに民間の職員が関わり、以後の見守りに入るといった、一貫した伴走をする役割を形成している取組もあるわけです。いかに各養育家庭に個別の支援者をつくるかということだけではなく、支援体制として様々なつながりを担保しながらいわば伴走し得る体制をつくることをしている自治体もあります。加えて例示するなら、例えば里親の申請登録前に施設の実習に候補者が行きますけれども、そのときに施設でその候補者が実習する中でどういう状況であったのかを里親支援専門相談員などが記録に残すとともに、その段階から、かかわった施設として施設側からの見守り人をつくっていったりする取組があるわけです。そのような意味からは施設という資源をどう生かすのか、既にある資源をどのように活かす動きや体制をつくっていくかにつながっていくと考えます。都ならではの事情の中でも、以上の点を参考にぜひこの機会に少しでも検討され言葉にさせていただけたらと思つてお願いを申し上げました。

○柏女部会長 ありがとうございます。5、6のほうにいつてよろしいでしょうか。

それでは、5番、6番のほうをお願いしたいと思います。

では、青葉委員お願いします。

○青葉委員 これは大変言いにくいことで、言葉を選ばなきゃいけないのですが、6ですね。「児童相談所の支援体制」というところです。この場合は親担当、子担当を分けて考えるということで両方大事なんですけれども、子担当は措置権を持って子どもの人権を守るということで、これは絶対守らなければいけない課題なのですが、一旦措置したら相当のことがない限り、子供の運命に関わるようなときや、将来に関わるような課題は別ですけれども、親担当にある程度任せる。それで、親担当はこれだけのチームをつくってやろうとするわけですから、

かなり権限というか、責任を持って対応するような体制がつかれないかなという思いはしています。

もう一つの背景としては、児童相談所は虐待対応で厳しい任務に就いていますので、子担当が措置したら子供の将来に関わらない部分は親担当にかなりの部分は任せる。それを受けてチームで子供中心に養育するという事にならないかと思っています。

○柏女部会長 今のことは御意見ですか。それとも、御質問ですか。

○青葉委員 両方ですが、意見として結構です。

○柏女部会長 親担当、子担当のあり方について、内部でまた御議論いただくということになっていますので、その一環として御意見として承っておきたいと思います。他はどうでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 5番の「グループホーム、法人型ファミリーホームの設置促進」ということなのですけれども、文章的には「○」でいくと2つの部分でいいかと思いますが、実はこの前も東京都と協議をしたのですけれども、社会的養護の施設がない区、市にサテライト型の児童養護施設等で、居住地と余り遠い施設に措置されるのではなくて身近なところに社会的養護の受け皿が必要なのではないかと。

それから、子どもが転校もせずすむために、できればサテライト型の児童養護施設という形で展開しようとする私たちの業界も含めていろいろな取組を今やり始めていますが、なかなか東京は大きな施設をつくるというのは難しいので、グループホームで一軒家で、より家庭的な環境のもとで進めようということを進めているところです。

それは、考え方としてはいいのですが、現実的にすると、今回もグループホームを開こうとしたときに地域のほうから、それはなかなか難しいよということで開設について反対があって、この社会的養護の子供たちを地域で受け入れるための方法として、社会福祉法人等だけに任せるのではなくて、もう少し区市町村の行政と東京都が一体となってこの社会的養護の子供たちの受け皿をつくっていくといいますか、そういう促進策をやらないと、この設置に対して、一層の促進をするということにならないんじゃないかと思っています。

したがって、方向としてはいいんですけども、そのための具体的な促進策をもっと幾つか書かないと、多分方向性と現実とのぶつかりというものが出てくるんじゃないか。私たちも今ちようどそこでぶつかってしまっているんで、どういう文章にするのかは事務局にお任せするとして、ぜひ現状も含めたところでの改善策をここに盛り込んでいただきたいと思っています。以上です。

○柏女部会長 なかなか難しいところでもありますけれども、区の児童相談所設置とか、そういう話もありますので、そこがうまく進んでいけば、特に区のレベルでいえば社会的養護の受け皿が作りやすくなっていくのだらうとは思いますが、御工夫できるようなことがあれば御検討を事務局のほうでいただければと思います。

他はいかがでしょうか。

○駒村副部会長 今のことはとても心配なことだったのですけれども、提言①には経費補助だけ書いてあるという武藤委員のお話で、いろいろな施設をつくる時に地域住民との関係が難しいというお話は聞くんですけども、ここにおいてもやはりそういう問題が起きているということですか。

それは、経費だけではないということはもちろん書いてもらいたいですね。自治体、あるい

は地域住民にどう施設の設立を理解してもらうのかというのは、基礎自治体のほうでかなり向き合ってもらわないといけない問題で、いろいろな施設で今もめていますけれども、やはりうまくいく事例などをちゃんと共有していただくとか、経費だけの問題ではないということは大事かと思います。

○柏女部会長 どうぞ。

○武藤委員 保育所を開設するのにも地域から反対があるということで、なかなか子供を地域で育てるといふ概念といいますか、考え方とか理念とか、そういうものが現在の社会の中で非常に衰退している部分があるので、それを全ての住民が理解するというのはなかなか難しいかもしれないですけれども、やはり教育関係や医療や子供に関わっている人たちはいっぱい地域にいるわけです。そういう人たちがきちんとネットワークを組みながら、地域で子供たちを育てようという理念を地域の中で根づかせていくということをやらなければいけないと思うんです。そこには、やはり施設だとか里親さんたちなども大いに連携しながら進めるという構造が必要なんじゃないかと、非常に最近感じているところです。以上です。

○駒村副部会長 大都市部だけとは言わないですけれども、大都市部にありがちな問題で、あるいは東京独自の問題かもしれないですね。

○柏女部会長 ありがとうございます。

他に、あと10分くらいですので、「おわりに」から全体も含めて何か言い残したことがあれば出していただきたいと思います。

私から1点あるのですけれども、養子縁組のあっせん機関とのネットワークの話はどこかで触れておかなくてもいいのかなと思ったのですが、提言として出せないのであれば課題として、東京都の民間あっせん機関は全国の中で一番多いし、それからそのあっせん機関が全部まとまろうというような話もあるようですので、そうなったときにその養子縁組あっせん機関と児童相談所、あるいは都とのネットワークの組み方、こうしたことも今後課題になってくるかと思いましたので、どこかで取り上げていく必要があるかと思いました。私からは以上です。

では、磯谷委員お願いします。

○磯谷委員 今の点については、まさにこの議員立法の法改正が進んでいくということで、今後検討しなければいけないのだろうと思ってはおります。

思い出せないのですが、この「おわりに」の2つ目の認定要件の見直しというのは何をイメージしているのでしょうか。

○柏女部会長 共働きの話とか、ひとり親家庭の問題とか、そういう話だと思います。直接挙がっていたのは、その2つでしょうか。他にも挙がっていたかもしれませんが。

○磯谷委員 まず、共働きについては今、特に認定要件の中では何も触れていないという現状ですね。それで、ひとり親については起居をともにする20歳以上の人がいることを要件にしているということですね。それを、登録家庭数を拡大していく方向で見直すというのはどういうイメージになるのか。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 ひとり親だけには限っていないんですけれども、専門部会の中では特に単身の要件のところを少し御議論いただいたかと思います。

ただ、私たちとしては、それだけではなくて今の里親の認定の要件全体をこれを機にもう一度見て、単身者の要件のところをはじめとして全体を少し見直すということも課題として挙げさせていただいているというつもりで書いています。

○磯谷委員 単身者というのは、要するに今、起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の子又は父母等がいること等の要件があるのですが、あの要件は外していくということですか。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 そこまではっきりと、何か方向性があるということではなく、今後の課題のところ盛りに盛り込ませていただいているということです。

○磯谷委員 「登録家庭数を拡大していくために」という方向づけがまずあるんですね。それで、認定要件を見直しということで、認定要件の全体の見直しは私もある意味、必要だろうとは思っていますけれども、それがこの登録家庭数を拡大する方向で何か規定されているところで、では具体的に何をこれから緩めていくのか。率直に言えば、緩めることしか考えないような話になると困ってしまうと思うんです。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 すみません。今、御指摘いただいて改めて私も気付きましたが、確かに拡大という方向もあれば、多分もうちょっときちんと書き込まなければいけないこともあるだろうし、そういった全体を一からもう一回精査していくというつもりで書いております。

です。ただ緩めていくということだけではないつもりだったのですけれども、御指摘のとおり確かに「拡大していくためには」と書くと、その辺のニュアンスが伝わらないと今、思った次第です。

○柏女部会長 よろしいですか。

○磯谷委員 はい。

○柏女部会長 先ほども、いろいろな養育家庭のタイプがあったほうがいい。つまり、多様なニーズに応じた多様な養育家庭を開拓していくという視点からも、これは考えなければいけない話だと思うので、登録家庭数を拡大するだけの話ではないとは思っています。ありがとうございます。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 2つ、既にかかれる予定かもしれませんが、意識的に記述していただきたいと思う点が1つと、あとは提言にはならないですが、「おわりに」の中で場合によっては触れておく必要があるかと思うことが1点です。

コーディネートするということの中に、ぜひ市町村の母子保健とか子育て支援と養育者である里親さんを結びつけていく。これが、やはりきちんと書かれる必要があるだろう。里親支援というとスペシャルニーズに応じることと捉えがちですけれども、地域で子供を育てるという面では一般の子育て支援のニーズとかなりの部分、重なる。赤ちゃんの委託をぜひ進めるとすれば、母子保健ときちんと結びつけていくということがすごく大事だということをぜひとも書き込んでいただきたいと思います。それが家庭を持つということと地域で暮らすということを子供に提供することでもありますので、これは重要なポイントとして書き込んでほしいと思っています。それが1点です。

あとは、都のほうとしては児童相談所が、あるいは直営の部分を残した上でスーパーバイズをしていくということだと思ってしまうのですが、今、全体の動きとしては今回の児童福祉法の改正でも里親家庭を支えるさまざまな支援の全体を民間団体等に委託できるという規定が盛り込まれたわけですので、ぶつ切りで渡すよりは全体の連続したもの、それこそ問い合わせから研修から登録から、その連続性の中で伴走型が重要だと、横堀先生が言ってくださったことの

全体を委託することもありだということが打ち出されているので、今、都は今のところそういう方向ではないかと思うのですけれども、そういう議論が国でも出ているというようなことは、今後の検討などのところで触れたほうがいいのかと思います。

- 柏女部会長 ありがとうございます。子育て支援施策との連携というのはとても大事だし、里親さんがやはり一時預かりとか、ファミリーサポートセンターとか、いろいろなサービスを使えるようになっていくといいと思います。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。では、お願いします。

- 磯谷委員 里親については、児童福祉法第47条で平成23年の法改正のときに、親権者がいない者については児童相談所長が親権を代行するという規定が置かれていて、親権者がいる者については、あるいは未成年後見人がいる者については里親が監護教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる」と書かれていて、実はちょっとずれがあるわけです。

恐らく、親権を行う者がいないということであれば、児童相談所長の親権代行権を直接根拠にすることもひとつ可能だと思うのですけれども、そうすると今度は親権者がいる場合との整合性が問題になってくるかと思っていて、この点、結局は措置権というところを根拠としてさまざまな指導をしていくというふうに統一的に整理をするということになるのか。あるいは、やはり親権者がいないということでは少し児童相談所の関わりというのが違うというふうに考えるのか。このあたりは、何を書くのかというところが余りはっきりしませんが、法的には実はそこは違うというところがあるので、そこをどういう整理をするのかというところでは。

あとは、もう一つよく言われるのは、特に親権者がいない場合に、民法としては未成年後見人の選任をするというのが大原則になっているのですけれども、それについて児童相談所としてどう向き合うのかというところですね。権利擁護という点からすればなおのこと、未成年後見人の選任というものを積極的に進めていく必要があるんだという見方もあるし、一方でなかなかそれはなり手が見つからないという中で、親権代行のほうで賄うしかないんだという考え方もありまして、このあたりが悩ましい問題として本当は残るかと思っています。

何をどう書くという話には結びつかないんですけれども。

- 柏女部会長 でも、今の話は最後に「おわりに」のところに幾つかの課題を今後の課題として挙げてあるので、その中の一環として挙げておくということは大事なこともかもしれませんね。挙げられるわけで、当然それは親権者がいない場合の児童相談所と養育家庭との関係とか、それからいる場合の養育家庭と児童相談所との関係は違って来るわけでしょうから、そこは今後詳細に詰めなければいけないといったようなことは書いておいていいのではないのでしょうか。

- 磯谷委員 本当は、その立法のあり方自体がどうだったのかという問題もありますけれども、あっさりとはやはりそのあたりについて検討していく必要があるくらいの形だったらいいかもれません。

- 柏女部会長 宿題として、問題意識は残しておいたほうがいいのかと思います。

では、どうぞ。

- 影山児童相談センター児童福祉相談担当課長 前回、法改正のときに一緒に聞かせていただいていたのですけれども、もともと里親に親権代行というものもあるのではないかという中で、ただ、そこまで里親さんに担わせるのか。そこはなかなか難しいだろうというところで、代行規定についてはあえて多分、児童相談所長という考え方で整理を最終的にされたんだろう。いわゆる監護権の部分については、施設と同様に里親さんにも持たせる。それで、施設長について

は逆にきちんと研修を義務化するんだというところで、やはりそういう意味では親権代行権まできちんと持たせる。そういう整理が、一定程度なされたのかとは思っているんです。

それで、今、磯谷先生がおっしゃったようなことで、そういう整理を前提にどう今後の課題というふうに書きこむのかがいまひとつ理解できないので、教えていただければと思います。

○磯谷委員 今のことは基本的には同じ認識なんですけれども、里親については親権を行う者がいない場合には今、影山さんがおっしゃったような趣旨で、児童相談所長が親権を代行する。親権を行うという形にしたけれども、要するに親権者がいる場合について里親のほうに監護、教育等の措置をとることができるとなっているので、裏を返せば親権者がいない場合には第47条3項というのは直ちに適用にならないと思うんです。

だから、そういう意味では里親の監護、教育、懲戒について措置をとることができるというところは、直接的には親権者がいる場合には適用されない。それは、恐らく児童相談所長が親権を行うわけですから、その委託という形になるのか。あるいは、それとは別に何か措置から由来をするような形で整理をするのか。そこのところが、率直に言ってははっきりしていないのだろうと思うんです。

だけど、いずれにしてもああいうふうな立法になっているので、いかどうかはともかくとして、その親権者がいる場合といない場合では枠組みがやはり違っているのだろう。そこを全く無視して、例えば里親の権限だとか、里親さんと児童相談所との関係だとか、そういうところを考えていいのかということではやはり疑問が残ると思います。

どう書くかというのは、さっきも申し上げたように、私も何とも今はすぐ答えが出ないので、先ほど柏女先生がおっしゃったような形で、そういったところをどう考慮するのかは今後検討しなければいけないということは言ってもいいのかなというくらいだとは思っています。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほぼ時間がきておりますけれども、いかがですか。どうぞ。

○駒村副部会長 都のこういう提言に関わるのは初めてなので、文言をどう読めばいいのかという基礎的なことになると思います。国の資料はよく読むことができますけれども、文章表現に特殊な意味があるかどうかを確認させてもらいたいと思います。

「すべきだ」とか「必要」とか書き切っているところと、「検討が必要」という箇所が2か所あるんですけれども、これは意味が弱い等何かあるのですか。それとも、その是非をこれから検討するのか。それとも、詳細をどこかで検討するという意味なのか。この表現に違いがあるのは何か特殊な意味があるかどうか、教えていただけますでしょうか。

例えば、1の提言①の「養育家庭登録についての検討が必要」、それから3の「児童の自立を的確に支援する仕組みの検討が必要」、文言は多少違うようにも読めるのですけれども、これはどういうことか。もしかしたら、中央省庁だと検討と言われると、これはやるかやらないかわかりませんということがあるんですけれども、何か意味があるのでしょうか。

○柏女部会長 どうぞ。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 どこまで深い意味があって使い分けているかというところはあるんですけれども、これまでの御議論の中である程度具体的に今後進めていく方向性がはっきりしているか、あるいは必要性についてはお話しいただいているけれども、具体的な絵柄としてまだ我々のほうで描き切れていないかというあたりでの使い分けは少しあるかと思っています。

- 柏女部会長 私たちの議論の度合いを付度して書いているということだろうと思います。
- 武藤委員 「おわりに」というところの文章で、「児童福祉法の改正等に係る国の動向等を踏まえ」という言葉ですけれども、今、来年の4月1日施行を含めていろいろ検討が始まっていて、この間いろいろな制度変更を含めて検討されています。
- そうしたら、項目によってはこの後のところで必要な見直しを行うということなのですから、今回最後の検討というか、審議ということになるのであえて言わせていただいているのですが、国の変更に伴ってそれに沿うような形で考えるということなのであれば、いろいろとまた検討しなければいけない課題が出てくると思うんです。そうした場合、今回はこれでまとめるということなのですから、新たに出てくるいろいろな課題についてはどこでどう検討するのかという課題が出てくるのではないかと。
- それは、多分こういう家庭養護とか養育家庭の制度とかではなくて、もっと広い意味で児童相談所のことなども含めていろいろ東京都は審議しなければいけない課題がいっぱい出てくると思いますので、今回も検討ということには多分ならないと思うのですけれども、改めて東京都としての児童福祉の体系というのでしょうか、そのあり方みたいなことは、どこかで検討しなければいけないんじゃないかと非常に感じているので、意見を言わせていただきました。以上です。
- 柏女部会長 ありがとうございます。
- 今日は松原委員長もお見えですので、まさにこの審議会としてどうしていくのか。この全部を議論するのはこの部会としては難しいので、これを受けて審議会としてどうするのかということでも都と詰めていきたいと思っています。よろしいでしょうか。
- 他はよろしいでしょうか。また御意見がありましたら、事務局にぜひお寄せをいただきたいと思っています。たくさん御意見も頂戴いたしました。事務局のほうで、またさらにこの骨子を文章化することを進めていただいて、全文を委員のほうに今後提示をしていただきたいと思っています。
- そのスケジュールなども含めて、事務局から最後に今後の予定についてお願いをしたいと思います。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 委員の皆様、今日は御議論、御意見ありがとうございます。
- 次回の部会開催については、資料4にスケジュールがございますので、そちらを御確認いただきたいと思っています。第9回の部会では、報告書の検討をお願いいたします。日時ですが、10月26日水曜日、午後7時から午後9時までを予定しております。会場等につきましては、また後日改めて皆様に御連絡をさせていただきたいと思っています。
- 報告書案の全文につきましては、本日いただいた御意見等も踏まえまして10月上旬ごろまでに委員の皆様にもメールでお送りをして、次回の部会の前にお目通しできるように事務局としても努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。
- 柏女部会長 そういうことでよろしいでしょうか。
- あとは、全体にわたることで委員から何かございますか。よろしいですか。
- それでは、今日の議論もこれで終了とさせていただきたいと思っています。皆様方には、貴重な御意見をたくさん賜りましたことを感謝申し上げたいと思います。お疲れ様でした。

午後7時03分

閉 会